覚書

株式会社トモノカイ(以下「甲」という。)と株式会社GIG(以下「乙」という。)とは、2022年11月30日付で甲と乙の間で締結された個別契約書および2023年1月31日付で甲と乙の間で締結された覚書について、下記のとおり変更を行うことに合意する。

記

〔変更前〕

委託料	月当たりの想定工数と委託料を下記の通りとします。			
	(2023年1月~2023年5月分 記載略)			
	 1人月は20人日とします。 1人月は140時間、1人日は7時間とします。 乙の実際に稼働した工数(以下「稼働工数」といいます。)が上記想定工数を下回った場合も、甲は、乙に対して想定工数分の委託料を支払うものとします。 稼働上限は、上記想定工数の110%とする。稼働工数が稼働上限に達しない場合、追加の委託料は発生しません。 稼働上限を超える作業が必要となる場合は、事前に甲乙協議の上、変更契約を締結します。この場合、追加の委託料は、超過工数分を(単価)/(140時間)を時間単価として計算します。 			
期間	2023年1月4日から2023年5月31日とする。			

〔変更後〕

ᆍᆍ	ロッキリの相向工物は未託約まて記の落けに「七十
1 公計料	月当たりの想定工数と委託料を下記の通りとします。

(2023年1月~2023年5月分 記載略)

2023年6月:合計月額:¥3,847,000円(税別)

職種	人数	単価	金額(税別)
PM	0.7	117万円/人月	¥819,000
UXDesigner	2	117万円/人月	¥2,340,000
SE	0.8	86万円/人月	¥688,000

2023年7月:合計月額:¥1,872,000円(税別)

	職種	人数	単価	金額(税別)	
	UXDesigner	1.6	117万円/人月	¥1,872,000	
	乙の実際に 工数を下回 うものとしま稼働上限は しない場合、稼働上限を 変更契約を	時間、1人日は稼働した工数(った場合も、甲す。 、上記想定工業追加の委託料超える作業がの場合。	は、乙に対して想気 数の110%とする。科 は発生しません。 必要となる場合は、	:いいます。)が上記想定 定工数分の委託料を支払 家働工数が稼働上限に達 事前に甲乙協議の上、 託料は、超過工数分を	
期間	2023年1月4日から2023年7月31日とする。				

以上

本覚書は同時に正本2通を作成し、甲と乙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

締結日: 2023年 5月 31日

甲:東京都渋谷区渋谷2-12-24 東建・長井ビル5階 株式会社トモノカイ 代表取締役 徳岡 臣紀

乙:東京都中央区日本橋浜町堀留町1--11-8 パークレックス日本橋浜町ビル4F 株式会社GIG 代表取締役 岩上 貴洋